

- イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。
- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合（組合（共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）
- (2) 入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件
- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ④ P F I法第9条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。

- ⑤ 入札参加証明書及び競争参加資格の確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、「衆議院所管の物品等の契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成26年6月25日事務総長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 衆議院が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー合同会社及び同協力事務所である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑦ 衆議院議員会館維持管理・運営事業（第二期）総合評価審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本面若しくは人事面において関連のある者」とは、(1)⑦と同じ。
- ⑨ 暴力団員排除に関する誓約書を提出した者であること。
- (3) 維持管理企業に共通の参加資格要件 入札参加者を構成する企業のうち維持管理業務に携わる企業は、下記の要件を満たすこと。
- ① 平成31・32・33年度衆議院競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 複数の企業で分担する場合には、いずれの企業においても上記要件を満たしていること。また、維持管理業務を行うに当たつて必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。
- (4) 運営企業に共通の参加資格要件 入札参加者を構成する企業のうち運営業務に携わる企業は、下記の要件を満たすこと。
- ① 平成31・32・33年度衆議院競争参加資格（全省庁統一参加資格）審査「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- ② 複数の企業で分担する場合には、いずれの企業においても上記要件を満たしていること。また、運営業務を行うに当たつて必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。
- ③ 警備業務に携わる企業については、「警備業法」（昭和47年法律第117号）第4条に基づく認定を有する者であること。
- 3 総合評価に関する事項
- (1) 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、(2)によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (2) 入札参加者からの事業提案を入札説明書に添付する事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。
- ① 事業提案が業務要求水準（必須項目）を充足しているかについて審査を行い、事業提案が要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、充足しない場合は欠格とする。
- なお、適格者については、基礎点を付与する。
- ② 事業提案のうち衆議院が特に重視する項目（加算項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。
- ③ (1)において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
- 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 衆議院庶務部官繕課契約係 窪田桂子 電話03-3581-5111 内線35300
- (2) 入札説明書は、衆議院ホームページ（URL：http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/choutatsu/eizendenki/kaikanijikamri2.htm）にて公表する。

- (3) 入札書及び二次審査資料の受領期限 令和元年9月12日17時00分（郵送の場合は書留で必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所
- ア 日時 令和元年11月8日10時00分
- イ 場所 衆議院第二別館3階官繕課入札室
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を事前に提出しなければならない。提出した当該書類は支出負担行為担当官において審査し、採用し得ると判断した者のみを入札の対象とする。なお、支出負担行為担当官から当該書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 上記3(1)に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者として選定する。
- (7) 詳細は入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomoki Shirafuji, Director, Accounts Division, General Affairs Department, House of Representatives
- (2) Classification of the products to be procured : 75
- (3) Nature and quantity of the products to be procured : Maintenance and operation of the Members' Office Buildings of the House of Representatives (2)
- (4) Time-limit for tender : 17 : 00, 12 September, 2019
- (5) Contact point for the notice : Keiko Kubota, Contract Section, Repairs Division, General Affairs Department, House of Representatives, 1-7-1 Nagata-cho, Chiyodaku, Tokyo 100-0014, Japan. Tel. 03-3581-5111 ext. 35300